

# 朝日町空き家利活用促進対策事業補助金のご紹介

## I リフォーム工事の補助 空き家改修費補助事業

### 対象者

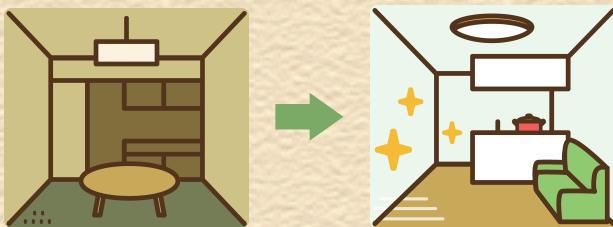
所有物件を賃貸するために改修しようとする方

### 対象条件

物件を「朝日町空き家・空き地情報バンク」に賃貸物件として登録すること。  
町内施工業者による工事であること。

### 補助金額

補助対象工事費用の2分の1（上限50万円）



## 2 家財道具の処分 空き家家財道具等処分費補助事業

### 対象者

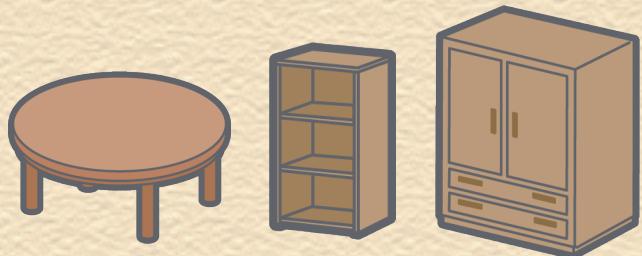
売買または賃貸契約が成立した物件の所有者

### 対象条件

「朝日町空き家・空き地情報バンク」に登録された物件であること。  
町内業者を利用すること。

### 補助金額

補助対象経費の2分の1（上限10万円）



### お問い合わせ

移住定住拠点施設 こすぎ家

電話 0765-83-3453

E-mail kosugiy@cocrea.or.jp

## 空き家の適切な維持管理は所有者の責務です！

適切な維持管理が行われず放置されている空き家は、周囲に様々な悪影響を及ぼすことがあります。空き家の所有者または管理者は、適切な維持管理に努める「責務」があると法律で定められています。

空き家が適切に管理されず、建物の倒壊や飛散、落下などで周りに被害を及ぼした場合、**損害賠償など管理責任を問われることがあります。**  
また、空き家となった住宅を適切に管理しないことにより、法律等の規定に基づき、町から勧告を受けた場合、当該敷地について、**固定資産税の優遇措置**（住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例）**が受けられなくなります。**



※法律・・・空家等対策の推進に関する特別措置法

日頃から空き家を適切に管理し、有効活用について、  
ご家族や地域の方と話し合いをしましょう。

空き家の適正管理及び除去に  
関するご相談、お問い合わせ

朝日町住民・子ども課

電話 0765-83-1100 E-mail jumin@int.town.asahi.toyama.jp